

びわこ学院大学 学則

制定 平成21年4月 1日
最終改訂 平成30年3月24日

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。
- 2 教育福祉学部子ども学科は、子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする。
- 3 教育福祉学部スポーツ教育学科は、スポーツ教育に関わる広範な知識・技術を教授研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成を目的とする。

(自己点検・評価及び認証評価)

- 第2条 本学の教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
- 2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 3 第1項の自己点検及び評価の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(教育方法等の改善)

- 第3条 本学は、教育内容及び教育方法の改善を図るために組織的な研究及び研修を実施するものとする。
- 2 前項の教育方法等の改善に関する必要な事項は、別に定める。

(情報の提供)

- 第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学部・学科の組織及び定員

(大学の名称・位置)

- 第5条 本学は、びわこ学院大学と称する。
- 第5条の2 本学は、滋賀県東近江市布施町29番地に置く。

(学部及び学科)

- 第6条 本学に次の学部及び学科を置く。
- 教育福祉学部 子ども学科
スポーツ教育学科

(学生定員)

第7条 前条に規定する学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員 (第3年次)	収容定員
教育福祉学部	子ども学科	80名	10名	340名
	スポーツ教育学科	40名	5名	170名

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第8条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第9条 学生は、8年を超えて在学することができない。

2 編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月 1日から 9月30日まで

秋学期 10月 1日から翌年 3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要に応じて各学期の開始日及び終了日を変えることができる。

(休業日)

第12条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 11月 1日

(4) 春季休業日 3月21日から 3月31日まで

(5) 夏季休業日 7月21日から 9月10日まで

(6) 冬季休業日 12月21日から翌年 1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず学長は必要に応じて休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

(授業期間)

第13条 授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、年間35週以上にわたることを原則とする。

第5章 入学及び編入学等

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ所定の入学試験に合格した者に限る。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定試験に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第16条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、願い出なければならない。

2 提出の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに宣誓書、保証人の保証書及び必要な書類を提出するとともに、所定の入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に学長は入学を許可する。

3 前2項の規定は、編入学、転入学及び再入学についても適用する。

(保証人)

第19条 入学を許可された者は、保証人を定めなければならない。

- 2 保証人は、その学生の在学中、すべての件につき保護者と連帯して責任を負わねばならない。
- 3 保証人に、異動があった時又は死亡した時はただちに届け出なければならない。

(編入学及び転入学)

第20条 次の各号の一に該当する者で、本学へ編入学及び転入学を志望する者があるときは、選考のうえ、相同年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- 2 前項のほか編入学及び転入学に関して必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第20条の2 本学に1年以上在学し、他の学科に転学科を希望する者は、学長の許可を得て転学科することができる。

- 2 前項のほか転学科に関して必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第21条 本学を中途退学した者で、退学した日の翌日から2年以内に再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ再入学を許可することができる。

- 2 前項のほか再入学に関して必要な事項は、別に定める。

(編入学等の場合の取り扱い)

第22条 本学則第20条及び第21条の規定により入学を許可された者、第20条の2の規定により転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第6章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第23条 疾病その他特別の事由により3月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第24条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第9条に規定する在学年限には算入しない。

(復学)

第25条 休学期間中の者が、その事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第26条 他の大学に転学を志望する者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第27条 外国の大学で学修を志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、外国の大学での在学期間1年に限り、本学における在学期間に含めることができる。

(退学)

第28条 疾病その他特別の事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第9条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第24条第2項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第30条 前条第3号の規定により除籍された者が、除籍となった日の翌日より2年以内に本学へ復籍を志望するときは、欠員のある場合に限り、相当年次に復籍を許可することができる。

第7章 教育課程及び履修方法等

(教育課程及び授業科目)

第31条 本学教育福祉学部子ども学科の教育課程は、各授業科目を教養教育科目及び専門教育科目に分け、それぞれ必修科目と選択科目に分けてこれを各年次に配当して編成し、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要と認めるときは別表第1に掲げるもののほか臨時に授業科目を開設することができる。

第31条の2 本学教育福祉学部スポーツ教育学科の教育課程は、各授業科目を大学入門、教養教育科目、健康・体育実技、留学生科目及び専門教育科目に分け、それぞれ必修科目と選択科目に分けてこれを各年次に配当して編成し、別表第1の2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要と認めるときは別表第1の2に掲げるもののほか臨時に授業科目を開設することができる。

(授業の方法)

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第33条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 授業を講義と実習など2以上の方針を併用して行う場合は、15時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第34条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

(学習の評価)

第35条 学習の評価は、S A・A・B・C・D・の5種の評語をもって表し、S A・A・B・Cを合格とする。

- 2 前項の規定による学習の評価の評価基準は、別に定める。

(履修科目の登録制限)

第36条 学生は各学期初めに履修する授業科目を選定し、学長に届け出るものとする。

- 2 学生が年間又は学期毎に登録できる履修科目（単位数）には、上限を設ける。

- 3 履修科目の登録制限に関して必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第37条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位の単位数とみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。この場合において、第1項に規定する協議は省略することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第38条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により修得したとみなした単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第39条 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程において修得した単位（科目履修生として修得した単位を含む。）を入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により与えることができる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第37条及び前条の規定により修得したとみなした単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第8章 免許状及び資格の取得

(免許状及び資格の課程)

第40条 免許状及び資格取得のために、教育職員養成課程、保育士養成課程、社会福祉主任用資格課程、社会福祉士養成課程、障がい者スポーツ指導員養成課程及び健康運動実践指導者養成課程を置く

(教育職員免許状)

- 第41条 教育職員免許状の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 2 教育職員免許状の種類は、小学校教諭1種免許状、幼稚園教諭1種免許状、養護教諭1種免許状、中学校教諭1種免許状（保健体育）、高等学校教諭1種免許状（保健体育）及び特別支援学校教諭1種免許状とする。
 - 3 前項の授業科目及び単位は別表第2のとおりとする。
 - 2 教育職員免許状の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(保育士資格)

- 第42条 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則の規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。
- 2 前項の授業科目及び単位は別表第3のとおりとする。
 - 3 保育士資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(社会福祉主任用資格)

- 第43条 社会福祉主任用資格を得ようとする者は、社会福祉法第19条第1項第1号の規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。
- 2 前項の授業科目及び単位は別表第4または別表第4（その2）のとおりとする。
 - 3 社会福祉主任用資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(社会福祉士受験資格)

- 第43条の2 社会福祉士受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法の定める規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。
- 2 前項の授業科目及び単位は別表第6のとおりとする。
 - 3 養成施設指定規則別表第1に相当する科目の出席時間数が同規則に定める時間数の3分の2(ただし、相談援助実習については5分の4)に満たない者については、当該科目の単位は与えないものとする。

(障がい者スポーツ指導員)

第43条の3 障がい者スポーツ指導員資格を得ようとする者は、日本障がい者スポーツ協会の定める規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。

2 前項の授業科目及び単位は別表第7の1、別表第7の2のとおりとする。

(健康運動実践指導者)

第43条の4 健康運動実践指導者資格を得ようとする者は、健康・体力づくり事業財団の定める規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。

2 前項の授業科目及び単位は別表第8のとおりとする。

第9章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第44条 本学に4年(第20条又は第21条の規定により入学した者にあっては第22条の規定により定められた年数)以上在学し、所定の授業科目を履修して124単位以上を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位)

第45条 前条の規定により、教育福祉学部子ども学科を卒業した者には、学士(子ども学)の学位を授与する。

2 前条の規定により、教育福祉学部スポーツ教育学科を卒業した者には、学士(スポーツ教育学)の学位を授与する。

第10章 入学検定料、入学料、授業料及びその他の費用

(納付金)

第46条 入学検定料、入学料、授業料、施設設備費及び実験実習費等の納付金は、別表第5のとおりとする。

2 修業年限を超えて在籍する者の授業料等については、別に定める。

(納付の方法)

第47条 授業料及び施設設備費は、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。ただし、特別の事情がある者については、一括納入又は延納を認めることができる。

春学期(4月1日から9月30日まで)	納期	4月中
秋学期(10月1日から翌年3月31日まで)	納期	10月中

(復学等の場合の授業料等)

第48条 春学期又は秋学期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年の中途で卒業する場合の授業料等)

第49条 学年の中途で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付しなければならない。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第50条 春学期又は秋学期の中途で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第51条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

2 前項にかかわらず、休学開始日が月の初日となる者については、当該月の授業料等は免除する。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第52条 経済的理由によって授業料等の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合
又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の全部若しくは一部
を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 授業料等の免除及び徴収の猶予に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生、科目等履修生及び特別聴講学生等の授業料等)

第53条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の入学検定料及び授業料等については、
別に定める。

(納付した授業料等)

第54条 既納の入学検定料、入学校及び授業料等は返還しない。ただし、入学手続時における入学校以外の取り扱いについては、別に定める。

第11章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第55条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、
教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第56条 本学の学生以外の者で、本学が開講する授業科目の一部を履修することを志願する者があるときは、教育に支障がない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第57条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することできる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第58条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 賞 罰

(表彰)

第59条 学生として表彰に値する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

2 表彰に関して必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第60条 本学の学則及び諸規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者については、教授会の議を経て、学長が懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 本条に規定するもののほか、懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

第13章 教職員組織

(教職員組織)

第61条 本学に、学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(事務局)

第62条 本学に事務局を置く。

2 事務局の組織及び分掌は、別に定める。

(教授会)

第63条 本学の教育研究上の重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第14章 教育研究施設

(図書館)

第64条 本学に図書館を置き、教職員及び学生の教育研究の向上に資する。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

(センター)

第64条の2 本学に外部連携研究センター、実習・実践支援センター、入学センター及び進路・就職支援センターを置く。

2 各センターに関して必要な事項は、別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第65条 学生並びに社会人の教養を高め、地域文化の向上と発展に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関して必要な事項は、別に定める。

第16章 学則の改廃

(学則の改廃)

第66条 この学則の改廃は、教授会の議を経て理事会が行う。

附 則

この学則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日より施行する。

2 第31条、第41条3、第42条2の規定は、平成22年度以後の入学生について、適用するものとし、平成21年度入学生については、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日より施行する。

2 第31条、第41条の規定は、平成23年度以後の入学生について、適用するものとし、平成22年度以前入学生については、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日より施行する。

2 第6条、第7条、第31条の2、第41条、第42条、第43条、第43条の2及び第43条の3の規定は、平成26年度以後の入学生について、適用するものとし、平成25年度以前入学生については、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日より施行する。

2 第46条は、平成27年度以降の入学生について適用するものとし、平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日より施行する。

2 第31条及び第41条の規定は平成28年度以降の入学生について適用するものとし、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日より施行する。

2 第31条、第41条、第42条、第43条、第43条の2及び第43条の3の規定は、平成30年度以後の入学生について、適用するものとし、平成29年度以前入学生については、従前の例による。

別表 第1(その1)

教育課程等の概要											
(教育福祉学部子ども学科)		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			1単位当たりの授業時間数	備考
科目区分	必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習					
教養科目	①大学入門	スタディ・スキルズⅠ	1春	2			○			15時間	
		スタディ・スキルズⅡ	1秋	2			○			15時間	
		キャリアデザインⅠ	2春	2			○			15時間	
		キャリアデザインⅡ	2秋	2			○			15時間	
	②共通教養科目	日本国憲法	1春		2		○			15時間	
		基礎心理学	1春		2		○			15時間	
		社会心理学	3春		2		○			15時間	
		家族社会学	3春		2		○			15時間	
		地域社会学	3秋		2		○			15時間	
		東近江の地域学	1秋		2		○			15時間	
		滋賀の環境	2秋		2		○			15時間	
		地域歴史学	1秋		2		○			15時間	
		国際文化論	2秋		2		○			15時間	
		自然科学入門	2春		2		○			15時間	
専門科目	③外国語・体育科目	生命と科学	3秋		2		○			15時間	
		物理学入門	3春		2		○			15時間	
		医学一般	2春		2		○			18時間	
		宗教学	2秋		2		○			15時間	
		哲学	2春		2		○			15時間	
		情報倫理論	3秋		2		○			15時間	
		情報処理演習Ⅰ	1春		1		○			30時間	
		情報処理演習Ⅱ	1秋		1		○			30時間	
		基礎英語Ⅰ	1春	2			○			15時間	
		基礎英語Ⅱ	1秋	2			○			15時間	
専門科目	④留学生	コミュニケーション英語Ⅰ	2春		2		○			30時間	
		コミュニケーション英語Ⅱ	2秋		2		○			30時間	
		コミュニケーション中国語Ⅰ	2春		2		○			30時間	
		コミュニケーション中国語Ⅱ	2秋		2		○			30時間	
		コミュニケーションポルトガル語Ⅰ	2春		2		○			30時間	
		コミュニケーションポルトガル語Ⅱ	2秋		2		○			30時間	
		健康・運動の科学	1春		2		○			15時間	
		体育実技	1春		1			○		30時間	
		日本事情Ⅰ	1春		2		○			15時間	
		日本事情Ⅱ	1秋		2		○			15時間	
専門科目	⑤学部共通	実用日本語Ⅰ	1春		2		○			15時間	
		実用日本語Ⅱ	1秋		2		○			15時間	
		人権教育	1秋	2			○			15時間	
		教育福祉学	2春	2			○			15時間	
		インクルーシブ教育と社会	2秋	2			○			15時間	
		子ども学総論	1春	2			○			15時間	
		子どもの心理	1秋	2			○			15時間	
		子ども教育学概論	1秋	2			○			15時間	
		子ども福祉学概論	1秋	2			○			15時間	
		幼児理解論	2春	2			○			15時間	
専門科目	⑥学科基幹科目	子ども学基礎演習Ⅰ	1通	4			○			15時間	
		子ども学基礎演習Ⅱ	2通	4			○			15時間	
		子ども学総合演習	3通	4			○			15時間	
		子ども学卒業研究	4通	4			○			15時間	

科目区分		授業科目的名称	配当年次	単位数			授業形態			1単位当たりの授業時間数	備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
専門科目	(7) 教育科目	教職入門	1春		2		○			15時間	
		教育行政・制度論	3秋		2		○			15時間	
		学級経営論	4春		2		○			15時間	
		学校教育心理学	1春		2		○			15時間	
		発達心理学（初等）	2秋		2			○		15時間	
		特別支援教育総論	1秋		2		○			15時間	
		教育課程総論	2春		2		○			15時間	
		道徳教育の指導法	3春		2		○			15時間	
		総合的な学習の時間の指導法	3秋		2		○			15時間	
		特別活動の指導法	2春		2		○			15時間	
		教育方法・技術論	1秋		2		○			15時間	
		生徒・進路指導論（初等）	2秋		2		○			15時間	
		教育相談の基礎	3春		2		○			15時間	
		A・初等教育科目	子どもと読み書き	1春	2		○			15時間	
		教科教育法 国語	2秋		2		○			15時間	
		社会科学入門	1春		2		○			15時間	
		教科教育法 社会	2秋		2		○			15時間	
		子どもと数	1春		2		○			15時間	
		教科教育法 算数	2秋		2		○			15時間	
		教科教育法 理科	3春		2		○			15時間	
		子どもと遊び	3秋		2		○			15時間	
		教科教育法 生活	3春		2		○			15時間	
		教科教育法 音楽	3春		2		○			15時間	
		教科教育法 図画工作	2秋		2		○			15時間	
		生活科学入門	1秋		2		○			15時間	
		教科教育法 家庭	3春		2		○			15時間	
		子どもと運動A	2春		2			○		15時間	
		教科教育法 体育	2春		2		○			15時間	
		子どもと英語	2春		2		○			15時間	
		教科教育法 英語	2秋		2		○			15時間	
		実技能力育成（体育）	3春	1				○		30時間	
B・養護教諭科目		生徒指導論（養護）	2秋		2		○			15時間	
		医学概論（予防医学を含む）	2春		2		○			15時間	
		衛生学・公衆衛生学	2秋		2		○			15時間	
		学校保健論	1秋		2		○			15時間	
		養護概説 I	2春		2		○			15時間	
		養護概説 II	2秋		2		○			15時間	
		健康相談論	3春		2		○			15時間	
		食育論（食品学を含む）	1秋		2		○			15時間	
		解剖生理学	2秋		2		○			15時間	
		微生物学	2秋		2		○			15時間	
		免疫・薬理学	3秋		2		○			15時間	
		精神保健学	2秋		2		○			15時間	
		基礎看護学	2春		4		○			15時間	
		救急医学論	3秋		2		○			15時間	
		看護技術演習 I	3春		1			○		30時間	
		看護技術演習 II	3秋		2		○			30時間	

科目区分		授業科目的名称	配当年次	単位数			授業形態			1単位当たりの授業時間数	備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
専門科目	⑧福祉科目	保育原理総論	2春	4			○			15時間	
		現代社会と福祉I	1春	2			○			15時間	
		社会福祉援助技術演習I	3春	2				○		30時間	
		社会福祉援助技術演習II	3秋	2				○		30時間	
		養護原理総論	2春	2			○			15時間	
		特別支援保育論	2秋	2			○			15時間	
		障害児・者福祉論	2秋	2			○			15時間	
		言語療法	3春	2				○		15時間	
		臨床心理学	3秋	2			○			15時間	
		子どもの保健	1秋	4			○			15時間	
		子どもの保健演習	2春	1				○		30時間	
		子どもの食事	3春	2				○		30時間	
		家族援助論	3春	2			○			15時間	
		保育計画論	3秋	2			○			15時間	
		保育指導法総論	3春	2				○		15時間	
		子どもと環境	2春	2				○		15時間	
		子どもと健康	2秋	2				○		15時間	
		子どもと人間関係	3春	2				○		15時間	
		子どもと言葉	2秋	2				○		15時間	
		子どもと表現I	1秋	2				○		15時間	
		子どもと表現II	4春	2				○		15時間	
		乳児保育演習	2秋	2				○		15時間	
		障害児保育演習	3春	2				○		15時間	
D・社会福祉科目	社会福祉論	養護内容演習	2秋	1				○		30時間	
		子どもと音楽I	2春	1				○		30時間	
		子どもと音楽II	2秋	1				○		30時間	
		子どもと音楽III	3春	1				○		30時間	
		子どもと音楽IV	3秋	1				○		30時間	
		子どもと図画工作I	2春	2				○		15時間	
		子どもと図画工作II	4春	2				○		15時間	
		子どもと運動B	2秋	2				○		15時間	
		現代社会と福祉II	1秋	2			○			15時間	
		社会調査論	2春	2			○			15時間	
		社会福祉援助技術論I	2秋	2			○			15時間	
		社会福祉援助技術論II	3秋	2			○			15時間	
		地域福祉論A	3春	2			○			15時間	
		地域福祉論B	3秋	2			○			15時間	
		福祉行財政論	2秋	2			○			15時間	
		福祉計画論	2春	2			○			15時間	
		福祉経営論	2秋	2			○			15時間	
		社会保障論	2春	2			○			15時間	
		高齢者福祉学概論	2秋	2			○			15時間	
		介護の基本	3秋	1			○			16時間	
		公的扶助論	3秋	2			○			15時間	
		保健医療サービス論	3春	2			○			15時間	
		就労支援サービス論	3春	2			○			15時間	
		権利擁護と成年後見制度論	4春	2			○			15時間	
		更生保護制度論	4春	2			○			15時間	
		社会福祉援助技術演習III	4秋	1				○		30時間	
		くらしと防災	4秋	2			○			15時間	
		スクールソーシャルワーク論	3春	2			○			15時間	
		スクールソーシャルワーク演習	3秋	1			○			30時間	

科目区分	授業科目的名称	配当年次	単位数			授業形態			1単位当たりの授業時間数	備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
専門科目	教職実践演習(初等)	4秋		2			○		15時間	
	教職実践演習(養護)	4秋		2			○		15時間	
	介護等体験(事前事後指導含む)	3通		—				○		
	初等教育実習 I (事前・事後指導を含む)	3通		5			○	○	30時間	
	初等教育実習 II (事前・事後指導を含む)	4通		3			○	○	30時間	
	養護実習(事前・事後指導を含む)	3通		5			○	○	30時間	
	看護臨床実習指導	3秋		1			○	○	30時間	
	看護臨床実習	3秋		2			○	○	40時間	
	⑨保育実践演習	4秋		2			○	○	15時間	
	保育実習指導 I	2秋～3春		2			○	○	30時間	
	保育実習 I (施設)	2秋～3春		2			○	○	40時間	
	保育実習 I (保育所)	3通		2			○	○	40時間	
	保育実習指導 II	4春		1			○	○	30時間	
	保育実習 II	4春		2			○	○	40時間	
	保育実習指導 III	4春		1			○	○	30時間	
	保育実習 III	4春		2			○	○	40時間	
	社会福祉援助技術実習指導 I	3秋～4春		1			○	○	30時間	
	社会福祉援助技術実習 I	3秋～4春		2			○	○	40時間	
	社会福祉援助技術実習指導 II	4通		2			○	○	30時間	
	社会福祉援助技術実習 II	4通		3			○	○	40時間	
	スクールソーシャルワーク実習指導	4通		1			○	○	30時間	
	スクールソーシャルワーク実習	4通		2			○	○	40時間	

【履修方法】

卒業要件は124単位とする

教養科目一以下に従い28単位以上を修得

①大学入門より必修4科目(8単位)を修得

②共通教養科目より(10単位)を修得

③外国語・体育科目より(10単位)を修得

必修2科目(4単位)[「基礎英語 I」(2単位)「基礎英語 II」(2単位)]を修得

選択必修2科目(4単位) [同系言語2科目(4単位)]を修得

「コミュニケーション英語 I」(2単位)、「コミュニケーション英語 II」(2単位)、

「コミュニケーション中国語 I」(2単位)、「コミュニケーション中国語 II」(2単位)

「コミュニケーションポルトガル語 I」(2単位)、「コミュニケーションポルトガル語 II」(2単位)

同系2科目

4単位以上を修得

専門科目一以下に従い82単位以上を修得

⑤学部共通科目より 必修3科目(6単位)を修得

⑥学科基幹科目より 必修9科目(26単位)を修得

⑦教育科目より(14単位)以上を修得

⑧福祉科目より(14単位)以上を修得

⑦教育科目 及び ⑧福祉科目で

50単位以上を修得

区分領域外科目-14単位を上限に卒業要件単位として認める

スポーツ教育学科の教養科目・専門科目の履修により修得した単位

「環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度」により修得した単位(上限4単位)

※履修者制限のある科目の履修には、「資格・免許課程履修申請」手続きが必要となる。

別表 第1(その2)

教育課程等の概要											
科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			1単位当たりの授業時間数	備考
教養科目	①大学入門	スタディ・スキルズⅠ	1春	2			○			15時間	
		スタディ・スキルズⅡ	1秋	2			○			15時間	
		キャリアデザインⅠ	2春	2			○			15時間	
		キャリアデザインⅡ	2秋	2			○			15時間	
	②共通教養科目	日本国憲法	1春	2			○			15時間	
		基礎心理学	1春	2			○			15時間	
		社会心理学	3春	2			○			15時間	
		家族社会学	3春	2			○			15時間	
		地域社会学	3秋	2			○			15時間	
		東近江の地域学	1秋	2			○			15時間	
		滋賀の環境	2秋	2			○			15時間	
		地域歴史学	1秋	2			○			15時間	
		国際文化論	2秋	2			○			15時間	
		自然科学入門	2春	2			○			15時間	
		生命と科学	3秋	2			○			15時間	
		物理学入門	3春	2			○			15時間	
		医学一般	2春	2			○			18時間	
	③外国語・体育科目	宗教学	2秋	2			○			15時間	
		哲学	2春	2			○			15時間	
		情報倫理論	3秋	2			○			15時間	
		情報処理演習Ⅰ	1春	1			○			30時間	
	④留学生	情報処理演習Ⅱ	1秋	1			○			30時間	
		基礎英語Ⅰ	1春	2			○			15時間	
		基礎英語Ⅱ	1秋	2			○			15時間	
		コミュニケーション英語Ⅰ	2春	2			○			30時間	
		コミュニケーション英語Ⅱ	2秋	2			○			30時間	
		コミュニケーション中国語Ⅰ	2春	2			○			30時間	
		コミュニケーション中国語Ⅱ	2秋	2			○			30時間	
		コミュニケーションポルトガル語Ⅰ	2春	2			○			30時間	
		コミュニケーションポルトガル語Ⅱ	2秋	2			○			30時間	
		健康・運動の科学	1春	2			○			15時間	
	⑤学部共通	体育実技	1春	1			○			30時間	
		日本事情Ⅰ	1春		2		○			15時間	
		日本事情Ⅱ	1秋		2		○			15時間	
		実用日本語Ⅰ	1春		2		○			15時間	
		実用日本語Ⅱ	1秋		2		○			15時間	
専門科目	⑥学科基幹科目	人権教育	1秋	2			○			15時間	
		教育福祉学	2春	2			○			15時間	
		インクルーシブ教育と社会	2秋	2			○			15時間	
	⑥学科基幹科目	スポーツ教育学	1春	2			○			15時間	
		教育学概論	1春	2			○			15時間	
		福祉学概論	1秋	2			○			15時間	
		地域スポーツ実践論	2秋	2			○			15時間	
		地域スポーツ計画論	3春	2			○			15時間	
	⑥学科基幹科目	スポーツ教育学基礎演習Ⅰ	1通	4			○			15時間	
		スポーツ教育学基礎演習Ⅱ	2通	4			○			15時間	

科目区分	授業科目的名称	配当年次	単位数			授業形態			1単位当たりの授業時間数	備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
専門科目	スポーツ科学入門 I	1春	2			○			15時間	
	スポーツ科学入門 II	1秋	2			○			15時間	
	スポーツ情報処理 I	2春	2			○			15時間	
	スポーツ情報処理 II	2秋	2			○			15時間	
	スポーツ社会学	1春		2		○			15時間	
	スポーツボランティア論	3春	2			○			15時間	
	スポーツマネジメント	2春	2			○			15時間	
	スポーツコーチング論	3春	2			○			15時間	
	スポーツトレーニング論	2秋	2			○			15時間	
	スポーツ心理学	1秋	2			○			15時間	
	メンタルトレーニング論	2春	2			○			15時間	
	スポーツ医学概論 A	2秋	2			○			15時間	
	スポーツ医学概論 B	3春	2			○			15時間	
	スポーツバイオメカニクス	2秋	2			○			15時間	
	スポーツ運動学	1春	2			○			15時間	
	リハビリテーション論 I	4春	2			○			15時間	
	リハビリテーション論 II	4秋	2			○			15時間	
	⑦ スポーツ生理学 I	1秋	2			○			15時間	
	スポーツ生理学 II	2春	2			○			15時間	
	スポーツ栄養学	3秋	2			○			15時間	
	スポーツ文化論	3秋	2			○			15時間	
	武道論	3秋	2			○			15時間	
	衛生学・公衆衛生学	3秋	2			○			15時間	
	学校保健論	3春	2			○			15時間	
	教科教育・管理学	2秋	2			○			15時間	
	救急処置法	3春	2			○			15時間	
	フィットネスプログラミング	3春	1			○			16時間	
	器械運動 A	1春	1						30時間	
	器械運動 B	1秋	1						30時間	
	水泳・水中運動 A	1春	1						30時間	
	水泳・水中運動 B	1秋	1						30時間	
	陸上競技 A	2春	1						30時間	
	陸上競技 B	2春	1						30時間	
	ダンス A	2秋	1						30時間	
	ダンス B	2秋	1						30時間	
	剣道 A	1春	1						30時間	
	剣道 B	1秋	1						30時間	
	サッカー A	1春	1						30時間	
	サッカー B	1秋	1						30時間	
	バレー ボール A	2春	1						30時間	
	バレー ボール B	2秋	1						30時間	
	卓球 A	2春	1						30時間	
	卓球 B	2秋	1						30時間	
	テニス A	3春	1						30時間	
	テニス B	3春	1						30時間	
	野外活動 A	1春	1						30時間	
	野外活動 B	1秋	1						30時間	
⑧ 中等教育科目	教職概論	1秋	2			○			15時間	
	発達心理学	2春	2			○			15時間	
	教育課程論（中・高）	2春	2			○			15時間	
	教育方法・技術論（中・高）	2秋	2			○			15時間	
	教育心理学	2秋	2			○			15時間	
	教育行政学	3秋	2			○			15時間	
⑨ 特別支援教育科目	障害児・者福祉論	2秋	2			○			15時間	
	特別支援教育論	1秋	2			○			15時間	
	言語療法	3春	2			○			15時間	
	発達障害と教育課程	3秋	2			○			15時間	
	知的障害者の生理・病理	2秋	2			○			15時間	
	肢体不自由者の生理・病理	3春	2			○			15時間	
	障害者スポーツ論	4春	2			○			15時間	
	障害者スポーツ演習	4春	1			○			30時間	
⑩ 研究	総合演習	3通	4			○			15時間	
	卒業論文	4通	4			○			15時間	

科目区分	授業科目的名称	配当年次	単位数			授業形態			1単位当たりの授業時間数	備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
教職に関する科目	道徳教育の指導法（中）	3春		2		○			15時間	
	特別活動の指導法（中・高）	2春		2		○			15時間	
	生徒・進路指導論（中・高）	2秋		2		○			15時間	
	教育相談の基礎（中・高）	3春		2		○			15時間	
	総合的学習の指導法（中・高）	3春		2		○			15時間	
	教職実践演習（中・高）	4秋		2		○			15時間	
	中等教科教育法 保健体育Ⅰ	3春		2		○			15時間	
	中等教科教育法 保健体育Ⅱ	3春		2		○			15時間	
	中等教科教育法 保健体育Ⅲ	3秋		2		○			15時間	
	中等教科教育法 保健体育Ⅳ	3秋		2		○			15時間	
教職関係科目	知的障害者の心理	2秋		2		○			15時間	
	肢体不自由者の心理	3春		2		○			15時間	
	病弱者の心理	3秋		2		○			15時間	
	病弱者の生理・病理	3秋		2		○			15時間	
	知的障害者教育課程論	2秋		2		○			15時間	
	肢体不自由者教育課程論	3春		2		○			15時間	
	病弱者教育課程論	3秋		2		○			15時間	
	視覚障害者の心理・生理・病理	3春		2		○			15時間	
	聴覚障害者の心理・生理・病理	4春		2		○			15時間	
	重複障害者の心理・生理・病理	3秋		2		○			15時間	
⑩教育実習科目	視覚障害者教育課程論	3春		2		○			15時間	
	聴覚障害者教育課程論	4春		2		○			15時間	
	介護等体験（事前事後指導含む）	3通		—				○	30時間	
⑪中等教育実習	中等教育実習（事前・事後指導を含む）	4通		5				○	30時間	
	特別支援教育実習（事前・事後指導を含む）	4通		3				○	30時間	

【履修方法】

卒業要件は124単位とする

教養科目一以下に従い28単位以上を修得

①大学入門より必修4科目(8単位)を修得

②共通教養科目より(10単位)を修得

③外国語・体育科目より(10単位)を修得

必修2科目(4単位)「基礎英語Ⅰ」(2単位)「基礎英語Ⅱ」(2単位)を修得

選択必修2科目(4単位) [同系言語2科目(4単位)]を修得

「コミュニケーション英語Ⅰ」(2単位)、「コミュニケーション英語Ⅱ」(2単位)、

「コミュニケーション中国語Ⅰ」(2単位)、「コミュニケーション中国語Ⅱ」(2単位)

「コミュニケーションポルトガル語Ⅰ」(2単位)、「コミュニケーションポルトガル語Ⅱ」(2単位)

同系2科目

4単位以上を修得

専門科目一以下に従い90単位以上を修得

⑤学部共通科目より 必修3科目(6単位)を修得

⑥学科基幹科目より 必修7科目(18単位)を修得

⑦スポーツ教育科目より48単位[必修9科目(18単位) 選択(32単位)]以上を修得

⑧中等教育科目より(6単位)を修得

⑨特別支援教育科目より(4単位)を修得

⑩卒業研究科目より必修2科目(8単位)を修得

区分領域外科目-6単位を上限に卒業要件単位として認める

子ども学科の教養科目・専門科目の履修により修得した単位

「環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度」により修得した単位(上限4単位)

別表 第2(その1)

小学校教員免許に係る授業科目

2018(平成30)年度入学生適用

教育職員免許施行規則に定める専門科目区分等			左記に対応する本学教職課程授業科目		
科目		単位数	授業科目	単位数	備考
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	2	教職入門	2	必修
	教職の意義及び教員の役割				
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)				
	進路選択に資する各種の機会の提供等				
	教育の基礎理論に関する科目	6	子ども教育学概論	2	必修
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		学校教育心理学	2	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		発達心理学(初等)	2	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育行政・制度論	2	必修
			特別支援教育総論	2	必修
			学級経営論	2	
	教育課程及び指導法に関する科目	22	教育課程総論	2	必修
	各教科の指導法		教科教育法 国語	2	必修
			教科教育法 社会	2	必修
			教科教育法 算数	2	必修
			教科教育法 理科	2	必修
			教科教育法 生活	2	必修
			教科教育法 音楽	2	必修
			教科教育法 図画工作	2	必修
			教科教育法 家庭	2	必修
			教科教育法 体育	2	必修
	道徳の指導法		道徳教育の指導法	2	必修
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2	必修
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法・技術論	2	必修
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	生徒・進路指導論(初等)	2	必修
	進路指導の理論及び方法		教育相談の基礎	2	必修
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
教育実習		5	初等教育実習 I (事前・事後指導を含む)	5	必修
			初等教育実習 II (事前・事後指導を含む)	3	
教職実践演習		2	教職実践演習(初等)	2	必修
最低修得単位数		41		54	

教科に関する科目	国語(書写を含む。)	一以上の科目について履修	子どもと読み書き	2	必修	
	社会		社会科学入門	2		
	算数		子どもと数	2	必修	
	理科		生命と科学	2		
	生活		物理学入門	2		
	音楽		子どもと遊び	2		
			自然科学入門	2		
			子どもと音楽 I	1	必修	
			子どもと音楽 II	1	必修	
			子どもと音楽 III	1		
			子どもと音楽 IV	1		
図画工作			子どもと図画工作 I	2	必修	
家庭			子どもと図画工作 II	2		
体育			生活科学入門	2		
			家族社会学	2		
			子どもと運動 A	2	必修	
			子どもと運動 B	2		
最低修得単位数				30		

教科または教職に関する科目(※)

10

※「人権教育」「総合的な学習の時間の指導法」「子どもと英語」「教科教育法英語」および最低修得単位数を超えて履修した『教科に関する科目』もしくは『教職に関する科目』の中から、併せて10単位以上修得。

・教職課程履修者は、上記授業科目の他に、「コミュニケーション英語 I」・「コミュニケーション中国語 I」・「コミュニケーションポルトガル語 I」から2単位、「日本国憲法」「健康・運動の科学」「体育実技」「情報処理演習 I」「情報処理演習 II」の単位を修得しなければなりません。

・幼稚園教諭一種免許状と併せて取得しようとするものは、「初等教育実習 I (事前・事後指導を含む)」に加えて、「初等教育実習 II (事前・事後指導を含む)」を履修してください。

別表 第2(その3)

養護教諭免許に係る授業科目

2018(平成30)年度入学生適用

教育職員免許施行規則に定める専門科目区分等			左記に対応する本学教職課程授業科目		
科目		単位数	授業科目	単位数	備考
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	教職入門	2	必修
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)				
	進路選択に資する各種の機会の提供等				
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	子ども教育学概論	2	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		学校教育心理学	2	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育行政・制度論	2	必修
	特別支援教育総論		教育課程の意義及び編成の方法	2	必修
教育課程及び指導法に関する科目	道徳及び特別活動に関する内容	4	教育課程総論	2	必修
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		道徳教育の指導法	2	必修
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2	必修
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育方法・技術論	4	生徒指導の理論及び方法	2	必修
	生徒指導(養護)		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	必修
	教育相談の基礎		教育実習	5	必修
教育実習		5	養護実習(事前・事後指導を含む。)	5	必修
教職実践演習			教職実践演習(養護)	2	必修
最低修得単位数		21		29	

養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	28	医学概論(予防医学を含む)	2	必修
	学校保健		衛生学・公衆衛生学	2	必修
	養護概説		学校保健論	2	必修
	健康相談活動の理論及び方法		養護概説	2	必修
	栄養学(食品学を含む。)		養護診断	2	必修
	解剖学及び生理学		健康相談論	2	必修
	「微生物学、免疫学、薬理概論」		食育論(食品学を含む)	2	必修
	精神保健		解剖生理学	2	必修
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)		微生物学	2	必修
			免疫・薬理学	2	必修
			精神保健学	2	必修
			基礎看護学	4	必修

養護または教職に関する科目(※)

7

※「人権教育」および最低修得単位数を超えて履修した『養護に関する科目』もしくは『教職に関する科目』の中から、併せて7単位以上修得。

・教職課程履修者は、上記授業科目の他に、「コミュニケーション英語Ⅰ」「コミュニケーション中国語Ⅰ」「コミュニケーションポルトガル語Ⅰ」から2単位、「日本国憲法」「健康・運動の科学」「体育実技」「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」の単位を修得しなければなりません。

別表 第2(その3)

養護教諭免許に係る授業科目

2018(平成30)年度入学生適用

教育職員免許施行規則に定める専門科目区分等			左記に対応する本学教職課程授業科目		
科目		単位数	授業科目	単位数	備考
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	教職入門	2	必修
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)				
	進路選択に資する各種の機会の提供等				
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	子ども教育学概論	2	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		学校教育心理学	2	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育行政・制度論	2	必修
	特別支援教育総論		教育課程の意義及び編成の方法	2	必修
教育課程及び指導法に関する科目	道徳及び特別活動に関する内容	4	教育課程総論	2	必修
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		道徳教育の指導法	2	必修
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2	必修
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育方法・技術論	4	生徒指導の理論及び方法	2	必修
	生徒指導(養護)		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	必修
	教育相談の基礎		教育実習	5	必修
教育実習		5	養護実習(事前・事後指導を含む。)	5	必修
教職実践演習			教職実践演習(養護)	2	必修
最低修得単位数		21		29	

養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	28	医学概論(予防医学を含む)	2	必修
	学校保健		衛生学・公衆衛生学	2	必修
	養護概説		学校保健論	2	必修
	健康相談活動の理論及び方法		養護概説	2	必修
	栄養学(食品学を含む。)		養護診断	2	必修
	解剖学及び生理学		健康相談論	2	必修
	「微生物学、免疫学、薬理概論」		食育論(食品学を含む)	2	必修
	精神保健		解剖生理学	2	必修
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)		微生物学	2	必修
			免疫・薬理学	2	必修
			精神保健学	2	必修
			基礎看護学	4	必修

養護または教職に関する科目(※)

7

※「人権教育」および最低修得単位数を超えて履修した『養護に関する科目』もしくは『教職に関する科目』の中から、併せて7単位以上修得。

・教職課程履修者は、上記授業科目の他に、「コミュニケーション英語Ⅰ」「コミュニケーション中国語Ⅰ」「コミュニケーションポルトガル語Ⅰ」から2単位、「日本国憲法」「健康・運動の科学」「体育実技」「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」の単位を修得しなければなりません。

別表 第2(その4)

中学校教諭一種免許（保健体育）に係る授業科目

2018(平成30)年度入学生適用

教育職員免許施行規則に定める専門科目区分等			左記に対応する本学教職課程授業科目		
科目		単位数	授業科目	単位数	備考
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	2	教職概論	2	必修
			教育学概論		必修
			教育心理学		必修
	教育の基礎理論に関する科目	6	発達心理学	2	必修
			教育行政学		必修
			教育課程総論(中・高)		必修
			中等教科教育法 保健体育Ⅰ		必修
	教育課程及び指導法に関する科目	12	中等教科教育法 保健体育Ⅱ	2	必修
			中等教科教育法 保健体育Ⅲ		必修
			中等教科教育法 保健体育Ⅳ		必修
			道徳教育の指導法(中)		必修
			特別活動の指導法(中・高)		必修
			教育方法・技術論(中・高)		必修
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	4	生徒・進路指導論(中・高)	2	必修
			教育相談の基礎(中・高)		必修
			中等教育実習Ⅰ(事前・事後指導を含む)		必修
	教育実習	5	教職実践演習(中・高)	2	必修
教職実践演習		2			
最低修得単位数		31		37	

教科または教職に関する科目(※) 8

8

※「人権教育」、「総合的な学習の時間の指導法(中・高)」および最低修得単位数を超えて履修した『教科に関する科目』もしくは『教職に関する科目』の中から、併せて8単位以上修得。

・教職課程履修者は、上記授業科目の他に、「コミュニケーション英語Ⅰ」・「コミュニケーション中国語Ⅰ」・「コミュニケーションボルトガル語Ⅰ」から2単位、「日本国憲法」「健康・運動の科学」「体育実技」「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」の単位を修得しなければなりません。

別表 第2(その5)

高等学校教諭一種免許（保健体育）に係る授業科目

2018(平成30)年度入学生適用

教育職員免許施行規則に定める専門科目区分等			左記に対応する本学教職課程授業科目			
科目		単位数	授業科目	単位数	備考	
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	2	教職概論	2	必修	
	教育の基礎理論に関する科目	6	教育学概論	2	必修	
			教育心理学	2	必修	
			発達心理学	2	必修	
			教育行政学	2	必修	
	教育課程及び指導法に関する科目	6	教育課程の意義及び編成の方法	2	必修	
			中等教科教育法 保健体育Ⅰ	2		
			中等教科教育法 保健体育Ⅱ	2	必修	
			中等教科教育法 保健体育Ⅲ	2		
			中等教科教育法 保健体育Ⅳ	2	必修	
			特別活動の指導法	2	必修	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育方法・技術論(中・高)	2	必修	
			生徒・進路指導論(中・高)	2	必修	
			教育相談の基礎(中・高)	2	必修	
	教育実習	3	中等教育実習Ⅰ(事前・事後指導を含む)	5	必修	
教職実践演習		2	教職実践演習(中・高)	2	必修	
最低修得単位数		23		35		
教科に関する科目	体育実技	20	器械運動A	1	必修	
			陸上競技A	1	必修	
			バレー・ボールA	1		
			卓球A	1		
			サッカーA	1		
			テニスA	1		
			水泳・水中運動A	1	必修	
			ダンスA	1	・「ダンスA」「ダンスB」 いずれか1科目選択必修	
			剣道A	1	・「剣道A」「剣道B」 いずれか1科目選択必修	
			器械運動B	1		
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)		陸上競技B	1		
			バレー・ボールB	1		
			卓球B	1		
			サッカーB	1		
			テニスB	1		
生理学(運動生理学を含む。)	スポーツ教育学	20	水泳・水中運動B	1		
			ダンスB	1		
			剣道B	1		
			スポーツ心理学	2	必修	
			スポーツマネジメント	2	必修	
	衛生学及び公衆衛生学		スポーツ社会学	2	必修	
			スポーツ運動学	2	必修	
			スポーツ生理学Ⅰ	2	必修	
			スポーツバイオメカニクス	2		
			スポーツ医学概論A	2		
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	学校保健論	20	スポーツ医学概論B	2		
			衛生学	2	必修	
			学校保健論	2	必修	
			健康教育・管理学	2	必修	
			救急処置法	2	必修	
最低修得単位数		20		44		

教科または教職に関する科目(※)

16

※「人権教育」、「総合的学習の研究」、「道徳教育指導論(中・養)」および最低修得単位数を超えて履修した『教科に関する科目』もしくは『教職に関する科目』の中から、併せて16単位以上修得。

・教職課程履修者は、上記授業科目の他に、「コミュニケーション英語Ⅰ」・「コミュニケーション中国語Ⅰ」・「コミュニケーションポルトガル語Ⅰ」から2単位、「日本国憲法」「健康・運動の科学」「体育実技」「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」の単位を修得しなければなりません。

別表 第2(その6)

特別支援学校教諭一種免許に係る授業科目

2018(平成30)年度入学生適用

教育職員免許施行規則に定める専門科目区分等		左記に対応する本学教職課程授業科目				
科目		単位数	授業科目	単位数	備考	
教職に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	特別支援教育論	2	必修	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、病理に関する科目	16	知的障害者の心理	2	必修	
			肢体不自由者の心理	2	必修	
			病弱者の心理	2	必修	
			知的障害者の生理・病理	2	必修	
			肢体不自由者の生理・病理	2	必修	
			病弱者の生理・病理	2	必修	
			知的障害者教育課程論	2	必修	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		肢体力不自由者の心理	2	必修	
			病弱者教育課程論	2	必修	
	5	視覚障害者の心理・生理・病理	2	必修		
		聴覚障害者の心理・生理・病理	2	必修		
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、病理に関する科目		重複障害者の心理・生理・病理	2	必修
				視覚障害者教育課程論	2	必修
				聴覚障害者教育課程論	2	必修
		免許状に定められることとなる特別支援領域以外の領域に関する科目		発達障害と教育課程	2	必修
				特別支援教育実習(事前・事後指導を含む)	3	必修
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3				
最低修得単位数		26		35		

別表 第3

保育士資格に係る授業科目

児童福祉法施行規則に定める規定科目				左記に対応する本学保育士養成課程授業科目		
系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目	単位数	備考
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理総論	4	必修
	教育原理	講義	2	子ども教育学概論	2	必修
	児童家庭福祉	講義	2	子ども福祉学概論	2	必修
	社会福祉	講義	2	現代社会と福祉 I	2	必修
	相談援助	演習	1	社会福祉援助技術演習 I	2	必修
	社会的養護	講義	2	養護原理総論	2	必修
	保育者論	講義	2	教職入門	2	必修
				現代社会と福祉 II	2	※
				障害児・者福祉論	2	※
				地域福祉論A	2	※
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学 I	講義	2	学校教育心理学	2	必修
	保育の心理学 II	演習	1	発達心理学(初等)	2	必修
	子どもの保健 I	講義	4	子どもの保健	4	必修
	子どもの保健 II	演習	1	子どもの保健演習	1	必修
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食事	2	必修
	家庭支援論	講義	2	家族援助論	2	必修
				精神保健学	2	※
				幼児理解論	2	※
				子どもの心理	2	※
				臨床心理学	2	※
保育の内容・方法に関する科目	保育課程論	講義	2	保育計画論	2	必修
	保育内容総論	演習	1	保育指導法総論	2	必修
	保育内容演習	演習	5	子どもと環境	2	必修
				子どもと健康	2	必修
				子どもと人間関係	2	必修
				子どもと言葉	2	必修
				子どもと表現 I	2	必修
	乳児保育	演習	2	乳児保育演習	2	必修
	障害児保育	演習	2	障害児保育演習	2	必修
	社会的養護内容	演習	1	養護内容演習	1	必修
	保育相談支援	演習	1	社会福祉援助技術演習 II	2	必修
				特別支援保育論	2	※
保育の表現技術	保育の表現技能	演習	4	子どもと表現 II	2	※
				言語療法	2	※
				教育相談の基礎	2	※
				子どもと音楽 I	1	必修
				子どもと音楽 II	1	必修
				子どもと図画工作 I	2	必修
				子どもと運動 B	2	必修
				子どもと音楽 III	1	必修
				子どもと音楽 IV	1	必修
				子どもと図画工作 II	2	※
保育実習	保育実習 I	実習	4	子どもと遊び	2	※
				保育実習 I (施設)	2	必修
	保育実習指導 I	演習	2	保育実習 I (保育所)	2	必修
	保育実習 II	実習	2	保育実習指導 I	2	必修
	保育実習指導 II	演習	1	保育実習 II	2	いずれか 1組を 選択必修
	保育実習 III	実習	2	保育実習指導 II	1	
	保育実習指導 III	演習	1	保育実習 III	2	
総合演習	総合演習	演習	2	保育実習指導 III	1	
				保育実践演習	2	必修

・備考欄※印科目より4単位以上修得すること。

・「保育実習 II」「保育実習指導 II」または「保育実習 III」「保育実習指導 III」のいずれか1組3単位修得

・教養教育科目「②共通教養科目」から6単位以上、「コミュニケーション英語 I」「コミュニケーション中国語 I」「コミュニケーションポルトガル語 I」から2単位、「健康・運動の科学」「体育実技」から3単位以上を修得

別表 第4

社会福祉主事任用資格に係る授業科目（子ども学科）

厚生労働省省令に定める社会福祉主事の資格に関する指定科目(分野)	左記に対応する授業科目	単位数
児童福祉論	子ども福祉学概論	2
保育原理	保育原理総論	4
社会福祉概論	現代社会と福祉 I	2
	現代社会と福祉 II	2
社会保障論	社会保障論	2
公的扶助論	公的扶助論	2
障害者福祉論	障害児・者福祉論	2

- 上記より3科目以上(現代社会と福祉 I 及びIIは合わせて1科目とする)を習得し、本学を卒業することにより取得できる。

別表 第4(その2)

社会福祉主事任用資格に係る授業科目(スポーツ教育学科)

厚生労働省省令に定める社会福祉主事の資格に関する指定科目(分野)	左記に対応する授業科目	単位数
障害者福祉論	障害児・者福祉論	2
教育学	教育学概論	2
リハビリテーション論	リハビリテーション論 I	2
	リハビリテーション論 II	2

- 上記全ての単位修得が必要

別表 第5

納付金

区分	金額
入学検定料	30,000円
入学料	230,000円
授業料	年額 830,000円
施設設備費	年額 270,000円
実験実習費	— 別に定める

別表 第6

社会福祉士養成課程

指定科目の分類(法定)	時間数
人体の構造と機能及び疾病	
心理学理論と心理的支援	
社会理論と社会システム	
現代社会と福祉	
社会調査の基礎	
相談援助の基盤と専門職	
相談援助の理論と方法	
地域福祉の理論と方法	
福祉行政財政と福祉計画	
福祉サービスの組織と経営	
社会保障	
高齢者に対する支援と介護保険制度	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	
低所得者に対する支援と生活保護制度	
保健医療サービス	
就労支援サービス	
権利擁護と成年後見制度	
更生保護制度	
相談援助演習	150
相談援助実習指導	90
相談援助実習	180

授業科目	単位数	備考
医学一般	2	
基礎心理学	2	
家族社会学	2	
地域社会学	2	
現代社会と福祉 I	2	
現代社会と福祉 II	2	
社会調査論	2	
社会福祉援助技術論 I	2	
社会福祉援助技術論 II	2	
地域福祉論 A	2	
地域福祉論 B	2	
福祉行政財政論	2	
福祉計画論	2	
福祉経営論	2	
社会保障論	2	
高齢者福祉学概論	2	
介護の基本	1	
障害児・者福祉論	2	
子ども福祉学概論	2	
公的扶助論	2	
保健医療サービス論	2	
就労支援サービス論	2	
権利擁護と成年後見制度論	2	
更生保護制度論	2	
社会福祉援助技術演習 I	2	
社会福祉援助技術演習 II	2	
社会福祉援助技術演習 III	1	
社会福祉援助技術実習指導 I	1	
社会福祉援助技術実習指導 II	2	
社会福祉援助技術実習 I	2	
社会福祉援助技術実習 II	3	

別表 第7(その1)

障がい者スポーツ指導員（初級）

基準カリキュラム	左記に対応する授業科目	単位数	備考
障害者福祉施策と障害者スポーツ(2時間)	障害児・者福祉論	2	
	障害者スポーツ論	2	
ボランティア論(2時間)	スポーツボランティア論	2	
障害者スポーツの意義と理念(2時間)	障害者スポーツ論	2	
安全管理(1時間)	スポーツ医学概論A	2	
障害の理解とスポーツ(5時間)	肢体不自由者の生理・病理	2	
	知的障害者の生理・病理	2	
	障害児・者福祉論	2	
(公財)日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者制度(1時間)	障害者スポーツ論	2	
全国障害者スポーツ大会の概要(1時間)	障害者スポーツ論	2	
障害に応じたスポーツの工夫・実施(実技)(2~4時間)	障害者スポーツ演習	1	
障害者との交流(実技)(2時間)	ボランティア論	2	

別表 第7(その2)

障がい者スポーツ指導員（中級）

基準カリキュラム	左記に対応する授業科目	単位数	備考
障害各論(11時間)	肢体不自由者の生理・病理	2	
	聴覚障害者の心理・生理・病理	2	
	視覚障害者の心理・生理・病理	2	
	スポーツ医学概論B	2	
	知的障害者の生理・病理	2	
	障害児・者福祉論	2	
補装具の理解(2時間)	肢体不自由者の生理・病理	2	
	障害者スポーツ演習	1	
文化としてのスポーツ(2時間)	スポーツ文化論	2	
身体の仕組み(2時間)	スポーツバイオメカニクス	2	
トレーニング論(3時間)	スポーツトレーニング論	2	
発育・発達(3時間)	健康教育・管理学	2	
	肢体不自由者の生理・病理	2	
	知的障害者の生理・病理	2	
救急処置法(3時間)	救急処置法	2	
スポーツ心理学 I (3時間)	スポーツ心理学	2	
スポーツと栄養(2時間)	スポーツ栄養学	2	
障害者のスポーツ指導における留意点(3時間)	障害者スポーツ論	2	
	障害者スポーツ演習	1	
全国障害者スポーツ大会の歴史と目的と意義(2時間)	障害者スポーツ論	2	
全国障害者スポーツ大会選手団の編成とコーチの役割(2時間)	障害者スポーツ論	2	
全国障害者スポーツ大会の実施競技(2時間)	障害者スポーツ論	2	
全国障害者スポーツ大会の障害区分(2時間)	障害者スポーツ論	2	
全国障害者スポーツ大会競技の指導法と競技規則(実技)(12時間)	障害者スポーツ演習	1	
最重度障害者のスポーツの実際(実技)(2時間)	障害者スポーツ演習	1	

別表 第8

健康運動実践指導者

養成講習会の科目名	対応する開設科目名	単位数	備考
健康づくり施策概論 講義（4時間）	健康教育・管理学	2	
	スポーツ医学概論A	2	
運動生理学 講義（6時間）	スポーツ医学概論B	2	
機能的解剖とバイオメカニクス 講義（4時間）	スポーツバイオメカニクス	2	
栄養摂取と運動 講義（4時間）	スポーツ栄養学	2	
体力測定と評価 講義（2時間）	健康・運動の科学	2	
体力測定と評価 実習（4時間）	健康・運動の科学	2	
健康づくりと運動プログラム 講義（6時間）	フィットネスプログラミング	1	
運動指導の心理学的基礎 講義（2時間）	スポーツ心理学	2	
健康づくり運動の実際/ウォーキング 実習（2時間）	体育実技	1	
健康づくりの実際/ジョギング 実習（2時間）	陸上競技A	1	
健康づくりの実際/エアロビックダンス 実習（6時間）	ダンスA	1	
健康づくりの実際/水泳・水中運動 実習（6時間）	水泳・水中運動A	1	
健康づくり運動の実際/レジスタンスエクササイズ 実習（6時間）	体育実技	1	
健康づくり運動の実際/ストレッチング 実習（2時間）	体育実技	1	
健康づくり運動の実際/ウォーミングアップとクーリングダウン、体操 実習（2時間）	体育実技	1	
運動障害と予防・救急処置 講義（4時間）	スポーツ医学概論A	2	
運動障害と予防・救急処置 実習（4時間）	スポーツ医学概論A	2	
	救急処置法	2	